令和２年４月２７日

会　員　各　位

公益社団法人京都府柔道整復師会

会　長　　長　尾　淳　彦

新型コロナウイルス感染症問題に対応するための資金繰り支援内容について

全国に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出され、５月６日の期限をさらに延長するという動きが出てきています。

事態の長期化も十分に想定されますので会員各位におかれましては、施術所の安全対策だけでなく、資金繰りに関しても十分に準備対策されますようお願いいたします。

本会では取引金融機関と資金面での会員支援策の検討に入っており、現在の制度融資について下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新型コロナ感染症対策としての制度について

（１）日本政策金融公庫（新型コロナ感染症特別貸付・利子補給制度）

・３年実質無利子融資、運転資金１５年、５年間返済猶予

（２）京都信用保証協会（融資条件は未定：大型連休明け以降に決定される予定）

・条件の異なる３つの制度を推奨

・３年間の実質無利子融資、運転資金１０年、３年返済猶予、保証料が通常の半額～等

２．手順等

まず、低金利、無保証、長期の返済及び返済猶予期間をとれるよう①日本政策金融公庫の融資を申し込むことが第一選択となります。

これで不足があれば②京都信用保証協会の制度融資で対応することになります。

京都信用保証協会を利用する制度融資についての概要は別紙のとおりですが、令和２年度補正予算成立が前提ですので、詳細決定後に追ってお知らせいたします。

３．融資申込時の注意点

前述した融資制度にはそれぞれ限度額があり、また個々の融資申込金額に対し１００％融資が実行されるとは限りません。

必要運転資金とされるのは、通常は月商の３～６か月ですが、今回は緊急事態で影響を受ける期間の見込みが立たない状況なので、余裕をもって融資を受けておくことが安心につながります。

銀行等、融資審査する側は過去の慣例として運転資金を売上ベースで考えますが、今回は売り上げが大幅に減少し、かつ長期化することを想定すると今後休業要請され収入が一定期間途絶えても施術所を維持できるだけの資金として支払経費の１～２年分以上を準備資金として用意する必要が出てくる可能性を念頭に融資申込金額を決定し、今回の事態、コロナ危機を乗り切れるだけの資金確保に努めてください。

また、新型コロナウイルス感染症関連の支援策について各省ホームページのＵＲＬを下段に挙げるとともに、他の資料についても会員専用ページで閲覧できるようにいたしましたので、参考にしてください。

＊経済産業省

・新型コロナウイルス感染症関連経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

・医療関係向けリーフレット

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/09_iryou_flyer.pdf>

＊厚生労働省

・生活を支えるための支援のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

・事業主の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612981.pdf>

本会では行政や金融機関から情報収集したものを迅速に会員伝達するだけでなく、会員及び施術所経営をバックアップする具体的な施策手段を打ち出して、会員各位とともにコロナ終息後の事業展開を目指したいと考えていますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上